

第2表 家事審判・調停事件の事件別

事 件	昭 和 24 年	30 18)	40 19)	50 20)	60	平 成 3 年
審 判 事 件 総 数	285 786	307 488	235 588	210 552	304 377	254 809
甲 類 審 判 事 件 21)	281 958	304 396	232 354	205 798	297 148	248 001
後見開始の審判及びその取消し(甲1)	148	294	508	611	937	1 608
保佐開始の審判・取消しなど(甲2)	433	738	445	462	526	622
補助開始の審判・取消しなど(甲2の2)
不在者の財産の管理に関する処分(甲3)	74	312	1 174	2 617	3 879	5 803
不失踪の宣告及びその取消し(甲4)	1 433	1 792	2 890	3 013	2 280	2 388
特別代理人の選任(嫡出否認)(甲5)	1 081	196	10	19	5	1
子の氏の変更についての許可(甲6)	40 887	44 501	40 779	69 907	137 132	109 742
子を養育するに付する許可(甲7)	44 699	28 530	16 157	6 772	3 244	2 006
離縁後の未成年後見人の選任(甲7の2)1)	28	24	33	12
離縁をするに付する許可(甲8)	1 814	1 629	1 616	1 442	1 618	2 164
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(甲8の2)2)	852
子の懲戒に関する許可その他(甲9)	17	1	-	-	-	-
特別代理人の選任(利益相反行為)(甲10)	5 931	25 060	16 101	10 523	16 105	14 754
第三者が子に与えた財産の管理者選任等(甲11)	82	56	118	3	-	-
親権・管理権の喪失の宣告・取消し(甲12)	258	395	136	102	74	99
親権・管理権の辞任・回復(甲13)	378	1 452	141	49	43	13
後見人等の選任(甲14)	15 775	24 438	11 103	5 720	5 548	5 492
後見人等の辞任(甲15)	123	261	184	163	159	119
後見人等の解任(甲16)3)	59	111	56	36	57	45
後見人の財産目録の調製期間の伸長(甲17)	4	1	-	2	6	10
後見人等の権限行使についての定め及びその取消し(甲18)
禁治産者の入院等についての許可(旧甲19)	1	1	4	23	32	9
居住用不動産の処分についての許可(甲19)
後見人等に対する報酬の付与(甲20)	1	5	8	11	37	68
後見人等に対する監督処分(甲21)3)4)	3	8	602	482	423	767
後見終了に伴う管理計算の期間の伸長(甲22)	9	1	1	1	-	5
臨時保佐人等の選任(利益相反行為)(甲22の2)	2	10	15	6	9	22
推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に関する処分(甲23)	35	-	2	2	7	4
相続の承認又は放棄の期間の伸長(甲24)	2 405	3 846	1 839	828	835	783
相続財産の保存又は管理に関する処分(甲25)	13	18	32	20	163	157
相続の限定承認又は放棄の取消し(甲25の2)5)	48	67	34	34
相続の限定承認の申述受理(甲26)	181	587	353	237	451	427
鑑定人の選任(甲27)	5	13	26	18	39	27
相続財産の管理人の選任(甲28)6)	93
相続財産の放棄の申述の受理(甲29)	148 192	142 289	110 242	48 981	46 227	45 884
相続財産の分離に関する処分(甲30)	569	-	5	-	7	1
相続財産管理に関する処分(財産分離)(甲31)	18	14	44	-	1	-
相続財産管理人選任等(相続人不明)(甲32)	56	320	910	1 822	2 567	3 891
特別縁故者への相続財産の分与(甲32の2)1)	189	358	369	701
遺言の確認(甲33)	147	141	133	95	110	119
遺言書の検認(甲34)	367	640	971	1 870	3 301	6 191
遺言執行者の選任(甲35)	133	225	397	767	887	1 263
遺言執行者に対する報酬の付与(甲36)	-	4	8	18	45	75
遺言執行者の解任及び辞任(甲37)	11	10	25	43	50	65
遺言の取消し(甲38)	1	-	4	2	-	-
遺留分の放棄についての許可(甲39)	364	433	759	1 035	1 271	1 654
任意後見契約に関する法律関係
戸籍法による氏の変更についての許可	1 797	1 035	1 057	924	3 889	5 372
戸籍法による名の変更についての許可	9 276	10 492	12 143	10 410	9 362	8 422
就籍についでする許可	623	7 456	1 005	415	272	256
戸籍の訂正についでする許可	4 454	6 224	4 550	2 959	2 081	1 704
戸籍事件についての処分に対する不服	6	3	2	13	9	6
戸籍届出の委託確認(7)	...	474	90	5	-	-
児童福祉法28条の事件(8)	...	6	9	22	12	21
生活保護法30条3項の事件(9)	...	-	6	1	-	-
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条(9)2項の事件	...	297	5 429	32 897	53 012	24 343
破産法68条及び345条の事件(10)	...	-	-	-	-	-

第2表 家事審判・調停事件の事件別

事 件	昭 和 24 年	30 18)	40 19)	50 20)	60	平 成 3 年
乙 類 審 判 事 件	1 838	3 092	3 234	4 754	7 229	6 808
夫婦の同居・協力扶助(乙1)	44	104	107	88	31	38
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(乙2)	2	-	1	-	-	-
婚姻費用の分担(乙3)	-	6	172	285	435	600
子の監護者の指定その他の処分(乙4)	44	16	34	267	874	837
財産の分与に関する処分(乙5)	79	57	58	122	182	283
祭祀の承継者の指定(乙6)	11	12	12	32	52	60
縁後の親権者の指定(乙6の2)1)	2	-	2	4
親権者の指定は変更(乙7)	731	1 828	1 698	2 124	2 991	2 063
養親に關する処分(乙8)	476	358	364	892	1 339	676
推定相続人の廃除及びその取消し(乙9)	200	228	104	109	120	145
寄与分を定める処分(乙9の2)11)	168	498
遺生活破産法の77条2項の事件9)	251	475	681	834	1 035	1 584
破産法の68条の事件10)	...	1	-	-	-	-
その他	...	-	-	-	-	-
そ の 他 の 事 件	1 990
調 停 事 件 総 数	39 229	43 109	52 528	74 083	85 035	85 112
乙 類 調 停 事 件	8 160	8 450	11 160	17 097	26 434	27 178
夫婦の同居・協力扶助(乙1)	2 166	1 990	1 252	536	207	205
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(乙2)	108	4	7	8	-	-
婚姻費用の分担(乙3)	114	23	836	1 339	1 739	2 214
子の監護者の指定その他の処分(乙4)	510	53	242	2 016	7 855	7 214
財産の分与に関する処分(乙5)	1 946	482	270	504	804	1 019
祭祀の承継者の指定(乙6)	12	14	21	35	73	112
縁後の親権者の指定(乙6の2)1)	3	-	2	1
親権者の指定は変更(乙7)	314	1 188	2 698	5 196	8 457	6 726
養親に關する処分(乙8)	1 970	2 026	2 290	2 982	1 905	1 224
推定相続人の廃除及びその取消し(乙9)	152	177	102	86	97	109
寄与分を定める処分(乙9の2)11)	154	437
遺生活破産法の77条2項の事件12)	853	2 186	3 439	4 395	5 141	7 917
破産法の68条の事件13)	...	1	-	-	-	-
家事審判法附則に掲げる事項	15
乙 類 以 外 の 調 停 事 件	31 069	34 659	41 368	56 986	58 601	57 934
婚姻中の夫・妻間の事件14)	11 818	13 961	22 735	39 578	43 853	43 164
婚姻中の男女間の事件15)	4 902	5 379	3 719	2 614	1 438	1 223
離婚その他男女関係解消に基づく慰謝料16)	1 991	2 092	1 587	1 667
親族間の紛争17)	4 042	3 446	2 577	2 771
家審法23条に掲げる事項	2 515	3 966	4 811	5 311	4 373	4 235
離婚の縁他	1 348	1 303	1 075	1 230	1 381	1 307
その他	10 486	10 050	2 995	2 715	3 392	3 567

- 注 1) 昭和37年「民法の一部を改正する法律」及び「家事審判規則の一部を改正する規則」の施行により、同年7月から新たに計上している(甲7-2, 甲32-2, 2) 昭和62年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、昭和63年1月から新たに計上している(甲8-2)。
- 3) 昭和30-37年6月は、職権に基づくものを計上していない(甲16, 甲21)。
- 4) 昭和32年までは「後見の事務の報告、財産目録の提出、後見の事務又は財産の状況の調査、財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和33-38年は
- 5) 昭和37年6月までは甲類26号又は29号に計上しているが、同年7月以降は甲類25号の2として計上している(甲25-2)。
- 6) 本欄の事件は、すべて職権に基づくものであり、昭和30年以降は計上していない(甲28)。
- 7) 昭和27年までは「その他の事件」に計上している(戸籍届出委託確認)。
- 8) 昭和26年までは「その他の事件」に計上している(児福法28条)。
- 9) 昭和25年5月から法律施行により計上しているが、昭和25年は「その他の事件」に計上している(生活保護30・, 生活保護77・, 精神20・)。また、
- 10) 昭和26年までは「その他の事件」に計上している(破産法68条, 345条)。
- 11) 昭和55年「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」の施行により、昭和56年1月から新たに計上している(乙9-2)。
- 12) 昭和25年5月から法律の施行により計上しているが、昭和25.26年は「その他」に計上している(生活保護77・)。
- 13) 昭和26年までは「その他」に計上している(破産法68条)。
- 14) 昭和37年までは「離婚」と称していた(婚姻中)。
- 15) 昭和27年までは「婚姻予約不履行に基づく慰謝料」と、昭和28-36年は「婚姻予約(内縁)に関するもの」と称していた(いずれも婚姻外の男女関係の紛争及び
- 16) 離婚に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「その他」に計上し、婚姻外の男女関係解消に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「婚姻外の男女間の事件」に計
- 17) 昭和36年までは「その他」に計上している(親族間の紛争)。
- 18) 甲類審判事件のうち、その他77件、乙類審判事件のうち、その他7件、乙類調停事件のうち、その他の乙類事件306件計上している。
- 19) 乙類審判事件のうち、民法の附則に掲げる事項1件を計上している。
- 20) 甲類審判事件のうち、民法の附則に掲げる事項1件、乙類審判事件のうち民法の附則に掲げる事項1件を計上している。
- 21) 甲類1号, 2号, 7号の2, 14号, 15号, 16号, 20号, 21号及び22号の2については、平成12年4月以降の事件名であり、平成12年については、4月以

新受件数 全家庭裁判所(続き)

4	5	6	7	8	9	10	11	12
7 027	7 507	7 295	7 426	7 600	8 008	8 286	8 452	9 346
41	33	32	28	41	21	35	33	35
2	-	-	-	-	-	1	-	-
578	692	725	782	774	842	867	825	827
998	1 148	1 135	1 319	1 381	1 517	1 742	1 736	1 986
296	326	283	289	246	271	262	276	239
74	84	60	68	75	88	86	96	92
2	3	1	6	6	3	5	7	6
2 096	2 153	1 996	1 980	2 042	2 084	2 124	2 126	2 336
657	721	753	664	641	603	687	794	1 188
150	157	152	137	168	152	151	134	173
534	578	588	590	671	697	731	730	715
1 599	1 612	1 570	1 563	1 555	1 730	1 594	1 695	1 748
-	-	-	-	-	-	1	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-
...
91 079	95 837	96 920	96 099	100 097	102 322	107 559	109 263	114 822
28 948	31 250	31 950	32 205	33 468	34 781	36 931	38 503	41 187
229	255	181	164	170	181	186	214	173
-	-	-	-	-	-	1	3	-
2 443	2 904	3 136	3 274	3 606	3 941	4 289	4 381	4 751
8 215	9 421	9 950	10 300	10 459	11 156	12 590	13 456	15 041
1 083	1 112	1 138	1 080	1 001	1 031	1 054	1 086	1 097
120	117	105	123	111	142	139	128	134
2	1	5	-	-	3	1	2	3
6 959	7 351	7 381	7 388	7 653	7 998	8 300	8 688	9 055
1 128	1 178	1 070	1 014	1 135	876	941	841	890
116	124	135	92	104	93	79	97	95
490	503	551	605	590	792	643	657	786
8 163	8 284	8 298	8 165	8 639	8 568	8 708	8 950	9 162
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
...
62 131	64 587	64 970	63 894	66 629	67 541	70 628	70 760	73 635
46 582	48 398	48 602	47 721	50 312	50 664	53 352	52 885	55 560
1 247	1 288	1 282	1 189	1 153	1 122	1 082	1 089	1 151
1 771	1 965	2 019	2 005	2 069	2 109	2 254	2 292	2 675
3 020	3 077	3 063	3 035	3 162	3 302	3 320	3 512	3 425
4 288	4 188	4 286	4 234	4 224	4 493	4 575	4 795	4 829
1 306	1 394	1 238	1 145	1 221	1 187	1 207	1 155	1 218
3 917	4 277	4 480	4 565	4 488	4 664	4 838	5 032	4 777

乙6-2)。

「被後見人の財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と称していた(甲21)。

昭和63年7月から「精神衛生法」が「精神保健法」と、さらに、平成7年7月1日から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改題された(精神20)。

その解消に基づく慰謝料の双方の事件を計上している。(婚姻外)。
上している(慰謝料)。

降の数値にそれぞれに対応する事件名の3月までの数値を合計したものを計上している。